

令和2年度 高齢者権利擁護等推進員養成研修会開催要領

1 目的

介護施設等において指導的な立場にある職員を対象に、以下の研修目標による実践的研修を実施することにより、介護現場で高齢者権利擁護のための取り組みを指導する高齢者権利擁護等推進員を養成し、各施設における高齢者権利擁護に関する取り組みを支援する。

＜研修目標＞

- 1) 高齢者権利擁護の視点で、施設における高齢者ケアについて討議する
- 2) 他施設との交流を体験する
- 3) 自施設研修で、現行のケアを振り返る
- 4) 自施設研修で、施設理念をふまえたケアへの取り組みを検討する
- 5) 高齢者の思いに寄り添うケアについて討議する

2 受講対象者

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・グループホーム・有料老人ホーム等で権利擁護を推進できる施設長または副施設長クラス、もしくは生活相談員・介護主任・看護主任等で全日程受講可能な者。

3 日程・内容

○ 1日目 【講義・演習】

日 時 令和2年 8月27日(木) 9:20～16:10 (受付 9:00～)

○ 2日目 【他施設での取り組み報告・意見交換】

日 時 令和2年10月22日(木) 13:30～16:00 (受付13:00～)

【自施設内研修】 ケアの振り返り、理念をふまえたケアへの取り組み

期 間 令和2年11月～12月の60日間

○ 3日目 【演習】

日 時 令和3年 1月26日(火) 9:30～16:00 (受付 9:00～)

4 会場 甲斐市敷島総合文化会館 2階 研修室A・B・C
(住所；甲斐市島上条 1020 TEL；055-277-4111)

5 定員 50名 (*受講決定通知を送付します。)

6 研修内容

- (1) カリキュラムは別添のとおり
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、演習時間を短縮して実施します。
演習用の事例を受講決定通知と併せて送付しますので、事前に個人で課題に取り組んでください。

- (3) 今年度、他施設実習はありません。県が選定した介護保険施設での権利擁護に関する取り組み報告と意見交換を行います。

7 申し込み

令和2年8月5日(水)までに、受講申込書に必要事項を記入し、FAXにて申し込むものとする。

8 修了証の交付

全カリキュラムを受講された方に対し、修了証を交付します。

9 感染症予防対策について

- (1) 研修当日朝に検温をしていただき、37.5度以上の発熱や軽度であっても風邪症状（咳や喉の痛みなど）がある場合、参加をお控えいただきますようお願いいたします。
- (2) 会場入り口にアルコール消毒を準備しますので、手指消毒にご協力をお願いいたします。
- (3) 研修中はマスクの着用をお願いいたします。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会場内での食事はできません。

10 研修会の延期・中止

- (1) 悪天候、災害等によりやむを得ず本研修を延期または中止する場合は、山梨県社会福祉協議会のホームページやフェイスブックにてお知らせいたします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためカリキュラムを一部変更し実施する場合があります。

11 その他

- (1) 昼食については、各自で用意してください。
- (2) 研修会場は、受講者の体調に合わせた室内の温度調節が出来ませんので、温度調節可能な服装でお越しください。

12 申し込み・問い合わせ先

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 福祉人材研修課（担当；飯野）

山梨県社会福祉協議会ホームページ：<http://www.y-fukushi.or.jp>

〒400-0005 甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階

Tel：055-254-8610 Fax：055-254-1821